

## 規 則

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

### 埼玉県人事委員会規則七―一〇八二

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―五七〇）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「情報システムをいう。」の下に「その他人事委員会が定める情報システム」を加える。

#### 附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。